

青森県報

第四千三百一十号

平成二十九年
五月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

- 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正… (人事課) … 一
- 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正… (同) … 二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定… (保健衛生課) … 二
- 特定行為業務の登録… (高齢福祉保険課) … 二
- 公 告
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示… (行政経営管理課) … 三
- 除雪車両の購入に係る一般競争入札… (会計管理課) … 三
- 出先機関
- 土地改良区の役員就任及び退任… (西北地域民局) … 五

告 示

青森県告示第四百八号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定

める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、七五一円	一三、二八七円
二十歳以上二十五歳未満	五、三三三円	一三、二八七円
二十五歳以上三十歳未満	五、八九四円	一三、九五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、二三三円	一六、四五六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六五四円	一九、一五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、八九三円	二一、二七九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三一円	二四、二六九円
五十歳以上五十五歳未満	六、七九二円	二五、六三〇円
五十五歳以上六十歳未満	六、一九一円	二四、九七六円
六十歳以上六十五歳未満	五、〇〇九円	二〇、二九七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、五五八円
七十歳以上	三、九二〇円	一三、二八七円

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第四百九号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百五十円」を「十万五千三百円」に、「五万七千三百円」を「五万七千七百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に、「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の表の規定は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第四百十号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十九年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の氏名	氏名	名 称	所 在 地	担 当 診 療 科 名	指 定 年 月 日
難病指定	横濱 美晴	青森慈恵会病院	青森市大字安田一	内科	平成 二九・四・二六
難病指定	廣畑 美枝	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	神経内科	平成 二九・四・二七
難病指定	佐々木 均	ささき耳鼻咽喉科クリニック	青森市大字浪館字泉川二二の七	耳鼻咽喉科	平成 二九・四・二四

青森県告示第四百十一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	事 業 所	業務開始年月日	備 考
三〇〇〇一 一七〇	平成 二九・五・二	社会福祉法人同伸会	八戸市大字久保三の二	瑞光園ハイツ白銀ハ 八戸市大字白銀町久保 字姥久保一 二五	平成 二九・五・二	介護老人福祉施設

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十九年三月二十三日
- 五 落札者の名称及び住所
東洋建物管理株式会社
青森市橋本一丁目七の三
- 六 落札金額
二千八百五十六万六千円
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十九年二月一日

除雪車両の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 次に掲げる物品（以下「購入物品」という。）に係る一連の調達とする。
 - (一) 除雪グレーダ（三・七メートル級） 三台
 - (二) 除雪グレーダ（四・〇メートル級） 二台
 - (三) ローター除雪車（除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級） 二台
 - (四) 除雪トラック（七トン級、散水機能付） 一台
 - (五) 除雪トラック（七トン級） 一台
 - (六) 除雪ドーザ（十四トン級） 一台
 - (七) 小形除雪車（一・三メートル級、草刈装置付） 一台
 - (八) 凍結防止剤散布車（二・五立方メートル級）（東青） 一台
 - (九) 凍結防止剤散布車（二・五立方メートル級）（西北） 一台
 - 2 購入物品に要求する性能等は、それぞれの入札説明書による。
 - 3 右に掲げる(一)から(九)までの購入物品ごとにそれぞれの入札とする。
 - 4 購入物品のうち(五)、(八)及び(九)に掲げるものについては、県所有の物品との交換契約による。
- 二 納入期限
平成三十年三月十六日
- 三 納入場所
購入物品それぞれの入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契

約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、購入物品それぞれの入札案件ごとに、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十九年六月十二日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 ○一七―七三四―九一〇四

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 ○一七―七三四―九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十九年七月三日（時間は、購入物品それぞれの入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、購入物品ごとに、購入物品に要求する性能等が満たされていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（交換にあっては、交換差金に係る最低の価格）をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased :

① Three (3) Snow Removal Graders (Grader Length: 3. 7 Meters-Class) (purchase)

② Two (2) Snow Removal Graders (Grader Length: 4. 0 Meters-Class) (purchase)

③ Two (2) Rotary Snow Plows (Rotary Width: 2. 6 Meters , 2. 20 Kilowatts-Class) (purchase)

④ One (1) Snow Removal Truck (Operating Weight: 7 Tons-Class , With Sprinkler System) (purchase)

⑤ One (1) Snow Removal Truck (Operating Weight: 7 Tons-Class) (exchange purchase)

⑥ One (1) Tractor With Snow Plow (Operating Weight: 14 Tons-Class) (purchase)

⑦ One (1) Small Rotary Snow Plow (Rotary Width: 1. 3 Meters-Class , With Mowing Equipment) (purchase)

⑧ One (1) Anti-Freezing Agent Spraying Vehicle (Loading Capacity 2. 5 Cubic Meters-Class) (Tosei)

(exchange purchase)
⑨ One (1) Anti-Freezing Agent Spraying Vehicle (Loading Capacity 2. 5 Cubic Meters-Class) (Seihoku) (exchange purchase)
2 Time limit for tender: 3 July, 2017 (Please refer to a bid manual in time.)
3 Contact Point for the notice: Account Management Division Accounting Bureau Aomori Prefectural Government 1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN TEL 017-734-9104

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年五月二十二日

西北地域県民局長 山 本 馨

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	木村 輝之	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎八七	平成 三〇・四・七就任
〃	野呂 萬蔵	〃 〃 大字麴木字亀ヶ崎七九の	〃

